

平成 21 年 8 月 31 日 裁決

主文

〇〇社会保険事務所長が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした、後記第 2 の 2 の原処分のうち、平成〇年〇月〇日から利害関係人の標準報酬月額を〇〇万円と決定し、同年〇月〇日に同人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨確認した処分、及び、同人が平成〇年〇月〇日に当該資格を取得し、同年〇月〇日に当該資格を喪失したことを確認し、その取得時の標準報酬月額を〇〇万〇〇〇〇円と決定した処分は、これを取り消す。再審査請求人のその余の請求は、これを棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、後記第 2 の 2 の原処分の取消しを求めるというものである。

第 2 審査請求の経過

- 1 かつて請求人に使用されていた者である利害関係人（以下「利害関係人」という。）は、平成〇年〇月及び同年〇月の間（以下、この期間を「申立て期間」という。）、請求人に再雇用され、その間の厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格記録上にそれらに係る記録がないとして、総務省の〇〇地方年金記録確認第三者委員会に記録確認の申立てを行ったところ、同委員会は、申立て期間の「厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の a 社における資格取得日に係る記録を平

成〇年〇月〇日、資格喪失日に係る記録を同年〇月〇日とし、申立期間の標準報酬月額については平成〇年〇月は〇〇万円、同年〇月は〇〇万〇〇〇〇円とすることが必要である。」と結論付けた。なお、同委員会は、「事業主が申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を事務処理上の誤りにより社会保険事務所に提出していないとすることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。」とした。

- 2 上記を受けて、総務大臣は社会保険庁長官に対し、平成〇年〇月〇日付で、利害関係人に係る年金記録の訂正につきあっせんをしたところ、〇〇社会保険事務局長（注：厚生年金保険の被保険者資格（以下「厚年資格」という。）の取得及び喪失の確認並びに標準報酬月額の決定・改定は、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第4条並びに厚生年金保険法施行令第1条第1項第5号、第7号及び第8項の規定により、社会保険庁長官から所轄社会保険事務局長に、その権限が委任されている。）は、その趣旨をそのまま受け入れて、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、利害関係人が平成〇年〇月〇日に厚年資格を取得し、同年〇月〇日に当該資格を喪失したことを確認し、その取得時の標準報酬月額を〇〇万円と決定するとともに、同人が平成〇年〇月〇日に厚年資格を取得し、同年〇月〇日に当該資格を喪失したことを確認し、その取得時の標準報酬月額を〇〇万〇〇〇〇円と決定する旨の処分（以下、上記の厚年資格の取得・喪失の確認処分、標準報酬月額の決定処分を併せて「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し

再審査請求をした。「略」

- 4 当審査会は、平成〇年〇月〇日付で、利害関係人を本件の利害関係人に指定した。

第3 問題点

- 1 厚生年金保険の適用事業所に使用されるに至った者は、原則として、その日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失するが、臨時に使用される者であって、①1月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除き、日々雇い入れられる者（以下「日雇労働者」という。）及び、②所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除き、2月以内の期間を定めて使用される者（以下「短期労働者」という。）は、この限りでない、とされている（厚年法第9条、第12条第2号及び第13条第1項）。なお、継続して4月を超えて使用されるべき場合を除き、季節的業務に使用される者（以下「季節労働者」という。）も、厚生年金保険の被保険者とはされない扱いとなっている（厚年法第12条第4号）。
- 2 新たに厚年資格を取得した者の標準報酬月額は、①月、週その他一定期間によって報酬が定められている場合には、厚年資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額、②日、時間等によって報酬が定められている場合には、厚年資格取得の月前1月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額、③上記いずれによる算定が困難なものについては、厚年資格取得の月前1月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額、を報酬月額としてそれが決定されるのが原則であり、そのようにして決定された標準報酬月額が、厚年資格取得月からその年の8月（6月1日から12月31日までの間に厚年資格を取得した者については、翌年の

8月)まで適用される(厚年法第22条)。そして、上記原則によるのが困難であるか、又は、それにより算定した報酬月額が著しく不当であるときに、報酬月額の算定の特例規定(厚年法第24条第1項)によって、その額が算定され、標準報酬月額が定まるとされている。

なお、保険者は、当該被保険者が現に使用される事業所において継続した○月間(各月とも、報酬支払いの基礎となった日数が17日(注:平成○○年当時は、20日)以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる、とされている(厚年法第23条第1項。以下、上記規定による改定を「随時改定」という。)

- 3 本件の問題点は、前記1及び2の法規定と本件における具体的事実関係に照らして、原処分が適法かつ妥当と認めることができるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
 - (1) 利害関係人は、前記(3)ないし(7)で事実認定したところから、平成○年○月○日に、請求人に、日雇労働者でも季節労働者でもなく、前記第3の1の短期労働者として雇用され、平成○年○月○日に、その雇用期間が○月を超えたことから、前記第3の1の厚年法第12条第2号ただし書の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年○月○日の退職をもって、翌○月○日に当該資格を喪失したこと

は疑いがないところである。請求人が申立て期間に係る厚生年金保険料の被保険者本人負担分を返金したかどうかは、利害関係人の厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失に係る、〇〇社会保険事務所長の確認処分の効力に何らかかわりのないことである。

- (2) 申立て期間に係る厚生年金保険料の返金については、請求人が、家族事情のため欠勤が多くなり、急に退職することになった利害関係人の手取り給与額を増やすとともに、その事業主負担分も節減しようとして、関係法令上は許されないことではあるが、遡及して厚年資格の取得を否定して、それを含む社会保険料等を返金した可能性が皆無ではないとは言え、前記(8)からは、それを認めることは困難であると言わざるを得ない。
- (3) 申立て期間における標準報酬月額の設定ないし改定処分については、その各月に利害関係人が実際に受け取った給与総額〇〇万〇〇〇〇円及び〇〇万〇〇〇〇円を基にして、〇〇地方年金記録確認第三者委員会がそれを厚年法第20条の表に等級区分に当てはめて定めた〇〇万円及び〇〇万〇〇〇〇円を、〇〇社会保険事務所長はそのまま受け入れ、前記第3の2にあるように、厚年法上、新規に厚年資格を取得した翌月に標準報酬月額が改定されることは予定されておらず、保険者の電算機上の被保険者記録において、当該改定を入力することができないので、便宜的に、利害関係人が申立て期間の各月ごとに退職と入職を繰り返したとして、原処分を行ったと認められる。しかし、このような処分は、前記第3の2記載の関係法規定を無視する脱法行為と言わざるを得ず、また決定された標準報酬月額も、利害関係人が申立て期間の〇月間に給与から控除された厚生年金保険料に見合わない、過少な標準報酬月額である。利害関係人が控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立て期間を通じて〇〇万円である。

- (4) この額は、申立て期間の〇〇月前に利害関係人が一旦退職した時点での標準報酬月額であり、前記第3の2の③の「厚年資格取得の月前1月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額」を基にして定めたものとみることが可能である（厚年法第22条第1項第3号参照）。
- (5) 以上のことから、利害関係人は申立て期間を通じて請求人に使用され、それに係る標準報酬月額としては、それを〇〇万円とする決定処分をすることが相当であるが、〇〇社会保険事務所長は、総務大臣のあっせんと同一内容の標準報酬月額とするために、ありもしない平成〇年〇月末日の退職をメイキングし、原処分をしている。総務大臣のあっせんの趣旨を社会保険庁長官ないしその権限の委任を受けた〇〇社会保険事務所長が最大限尊重しなければならないことは当然ではあるが、そうであるからと言って、社会保険庁長官等は、当該あっせんに従い、法律による行政の枠を超えた、明らかに違法な処分をする権能を与えられているわけでもないし、違法な処分を行った場合であっても、それがあっせんに従ったものであれば免責されるわけでもないことは、明白である。さらに言えば、原処分は総務大臣のあっせんの趣旨には沿ったものではあるが、総務大臣のあっせんには、平成〇年〇月末日の厚年資格の喪失は含まれていない。
- (6) なお、申立て期間に係る利害関係人の標準報酬月額を〇〇万円とすると、それは利害関係人にとっては利益を与えるものであるが、一方、請求人にとっては、不服申立てが棄却された以上に不利益を与える結果になる。しかし、本件は、一般的な、保険者と請求人との間の二面構造の争訟ではなく、保険者と事業主との争訟、事業主と被保険者等との争訟、及び、被保険者等と保険者との争訟という三面構造を有する争訟であり、このような場合には、被保険者等をも利害関係人に指

定し、それにも決定ないし裁決の拘束力を及ぼし（社会保険審査官及び社会保険審査会法第16条参照）、争訟を簡易・迅速に解決する必要があるにもかかわらず、指定された利害関係人が請求人の請求を棄却する裁決の拘束力を受け、今後、保険者の誤った処分を争えなくなるということは、条理に照らして相当とは言えない。

- (7) 以上のことから、これまで述べてきたところと趣旨を異にする原処分は、その範囲で、取り消されなければならない。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。